

※特別児童扶養手当及び障害児福祉手当については、各障害のいずれか1つに該当

障害区分	特別児童扶養手当		障害児福祉手当
	1級（重度障害）	2級（中度障害）	最重度障害
視力障害	以下の①～④の視覚障がい (視力は、万国式試視力表又はそれと同一の原理に基づく試視力表により測定する。屈折異常のあるものについては、矯正視力により認定する。)	以下の①～④の視覚障がい (視力は、万国式試視力表又はそれと同一の原理に基づく試視力表により測定する。屈折異常のあるものについては、矯正視力により認定する。)	以下の①～③の視覚障がい (視力は、万国式試視力表又はそれと同一の原理に基づく試視力表により測定する。屈折異常のあるものについては、矯正視力により認定する。)
	①両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの	①両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの	①両眼の視力がそれぞれ0.02以下のもの
	②一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの	②1眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの	②両眼の視力がそれぞれ0.03以下かつ両眼による視野2分の1欠損
	③ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI／4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI／2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの	③ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI／4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI／2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの	③一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下かつ両眼による視野2分の1欠損
	④自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	④自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	
聴力障害	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの	両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができないもの 両耳聴力レベル100デシベル以上
平衡機能障害		平衡機能に著しい障害を有するもの	
そしゃく機能障害		そしゃく機能を欠くもの	
音声・言語機能障害		音声又は言語機能に著しい障害を有するもの	
肢体不自由	両上肢の機能に著しい障害を有するもの 両上肢の全ての指を欠くもの 両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの 一上肢の機能に著しい障害を有するもの 一上肢の全ての指を欠くもの 一上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの	両上肢の機能に著しい障害を有するもの 両上肢の全ての指を欠くもの
	両下肢の機能に著しい障害を有するもの 両下肢を足関節以上で欠くもの	両下肢の全ての指を欠くもの 一下肢の機能に著しい障害を有するもの 一下肢を足関節以上で欠くもの	両下肢の用を全く廃したもの 両大腿を2分の1以上失ったもの
	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの	体幹の機能に座っていることが出来ない程度の障害を有するもの
	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状があり、その状態が前各号と同程度以上と認められるものであって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの（※1）	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限をうけるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの	
その他の	上記のほか、内部障害（心臓、肝臓等の臓器、呼吸器、血液疾患等）、精神の障害であって、前各号と同程度以上の場合	上記のほか、内部障害（心臓、肝臓等の臓器、呼吸器、血液疾患等）、精神の障害であって、前各号と同程度以上の場合	上記のほか、内部障害（心臓、肝臓等の臓器、呼吸器、血液疾患等）、精神の障害であって、前各号と同程度以上の場合